

平成29年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(平成28年度実施事業対象)

甲賀市教育委員会

平成29年11月

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 事業別点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～14
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	15
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	15～16
3. 点検・評価の対象となる事業	16
4. 点検・評価の視点	16～17
5. 評価基準	17
■ おわりに	18
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、平成28年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

平成29年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリング、現場踏査の結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「平成29年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 事業別点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
教育総務課	①甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業	B	B	C
学校教育課	②生徒出場補助事業	A	B	A
	③漢字検定補助金・英語検定補助金	A	A	A
	④小中連携事業	A	B	B
社会教育課	⑤少年補導委員の配置	A	A	A
	⑥移動図書館車運行事業	B	B	B
文化スポーツ振興課	⑦甲賀市文化協会活動補助	B	B	C
	⑧甲賀市体育協会事業補助	B	B	C
	⑨甲賀市スポーツ少年団活動補助	B	B	B
歴史文化財課	⑩歴史資料館等施設の管理運営事業	B	B	B
	⑪水口岡山城跡調査・整備活用品事業	A	B	A
保育幼稚園課	⑫私立幼稚園振興補助事業	B	B	B

3. 事業別検証結果 次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		新規/継続		事業番号	指標名		考え方・定義・式	単位	27年度	28年度	29年度(目標)
①甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業		新規		7	活動	協議会設置数	再編検討協議会の設置数	協議会	0	4	12
事業所管課		教育総務課			成果	協議回数	再編検討協議会の会議回数	回	0	18	96
評価者職名		課長			指標で表せない成果						
評価者氏名		伴 統子			再編検討協議会の設置に向けた働きかけから設置後の再編検討協議会での協議において、多方面から地域の思いを話していただくことにより、これからの子どもたちの保育・教育環境について、十分に議論することができる。						
連絡先		0748-69-2242 内線4111									
課メールアドレス		koka30100300@city.koka.lg.jp									
予算科目	会計 01 一般会計	教育分野	7	教育環境整備							
	款 10 教育費	教育施策の柱(大区分)	(1)	学校・園の適正規模と適正配置の見直し							
	項 01 教育総務費	教育施策(中区分)	①②	(仮称)甲賀市立小中学校再編計画の推進 (仮称)甲賀市幼稚園・保育園再編計画の推進							
	目 02 事務局費	教育振興基本計画									
開始年度	H 27 年度	終了年度	H 36 年度								
自治/法令	公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引										
根拠法令・要綱等	甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱										
対象(誰を・何を)	市内の幼稚園、保育園、小学校 市内の園児・児童・生徒										
意図(どうい状態にしたいのか)	小学校区単位で再編検討協議会が設置され、保護者や地域の代表の委員により、子どもたちにとってのより良い保育・教育環境について、再編計画を基に、再編の是非を含め積極的な協議がされる。										
事業の対象	再編の決定がなされた場合は、実施計画検討協議会が設置され、新しい園・学校づくりに向けた調整が行われている状態である。										
目的達成時の状況	次代を担う子どもたちにより良い保育・教育環境の提供ができる。										
事業内容	(1)再編検討協議会の設置・運営 ○伴谷幼稚園・伴谷保育園再編検討協議会 【第1回】平成28年7月2日 計3回開催 ・視察(大津市・守山市) ○山内学区幼保・小中学校再編検討協議会 【第1回】平成28年7月6日 計13回開催(外 専門部会等10回) ・視察(高島市・長浜市・東近江市) ・第9回協議会(12/6)山内小学校の閉校決定 ○水口西保育園再編検討協議会 【第1回】平成29年2月6日 ○水口東・岩上保育園再編検討協議会 【第1回】平成29年2月8日 ★主な支出内容 ・調査協力謝礼 677,482円(延べ334人、視察手土産) ・自動車借上料 157,680円 (2)山内小学校閉校関係 ①閉校式 ・平成29年3月26日実施 ★主な支出内容 ・印刷製本費(式次第、ポスター等) 97,740円 ・業務委託料(会場設営・映像送出) 156,600円 ②石碑建立工事 契約額:756,000円 工期:平成29年2月23日から平成29年3月20日										
事業の方向性	項目	判断	コメント								
	事業規模	維持	少子化の進行、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえ、各地域において協議会を設置し、将来を見据えた保育・教育環境について市民と協議することは必要であり、継続して事業実施していく。								
	手法改善	軽微な改善	より良い保育・教育環境を整備するにあたり、保護者や地域の代表の考えが反映できる体制は必要であり、地域の理解を得て再編検討協議会を設置する。ただ、一つの協議会の運営にかかる担当者の負担が大きいため、協議会運営において班編成による事務局体制を確立する。								
●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止											
担当課評価(1次評価)											
評価	コメント										
B	4地域において再編検討協議会を設置し、協議により1校の閉校を決定した。その他の地域においても、思いに温度差があり理解が得られにくい地域もあるが、協議会設置に向けた働きかけを行っていく。										
教育委員会点検・評価(2次評価)											
評価	コメント										
B	子どもたちのより良い保育・教育環境を確保するため、再編計画を基に保護者や地域の代表者等と再編の是非も含め協議を進め、地域合意の上で計画を推進することは重要なことである。引き続き協議会未設置地域に対して職員が地域に赴き、協議の場の設置について働きかけが必要である。										
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)											
評価	コメント										
C	幼保・小中学校再編計画は行政として実行しなければならない計画であり、再編検討協議会の設置は必要であると思う。再編検討協議会未設置の地域については、早期設置に向けて事務局の更なる努力を望む。旧町の枠組みで示された再編計画について、市民や保護者の理解度・認知度が低く、誤解を招いた部分があるのではないかと。また、教育環境についてのみ強調されているが、かかる経費(税金)についての説明も必要ではないか。地域に入りしっかりと説明をして、市民の方の意見を聞き、理解をしていただく必要があると考える。将来的には、旧町の枠組みに捉われない市としての保育・教育環境を考えてほしい。										
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について											
今年度に入り、新たに2地域において再編検討協議会を設置していただきました。その他の地域においても、区長会や自治振興会の代表の方にお話し、懇談の場を設けています。今後も、地域に入り、再編計画についてしっかりと説明し、地域で子どもたちのより良い保育・教育環境について協議いただく再編検討協議会の設置に向けて働きかけを行っていきます。その働きかけにおいては、小中一貫教育の推進や公共施設等総合管理計画との整合性も図りながら実施していきます。											
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員		備考		
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託			
27決算	99	0	0	0	0	99	4	人	0	人	
28決算(見込み)	2,190	0	0	0	0	2,190	3	人	0	人	
29当初予算	6,490	0	0	0	0	6,490	3	人	0	人	

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名 ②生徒出場補助事業		新規/継続 継続	事業番号 12	事業の成果		指標名	考え方・定義・式	単位	27年度	28年度	29年度(目標)
事業所管課 学校教育課		評価者職名 課長		事業の成果	活動	補助対象大会出場数	県大会以上の大会数	大会	81	87	90
評価者氏名 岡根富美代		連絡先 0748-69-2243 内線4130				成果	補助対象大会出場数	近畿大会以上の出場数	大会	24	21
課メールアドレス koka30101300@city.koka.lg.jp		教育振興基本計画			指標で表せない成果						
教育分野 3 学校教育分野		教育施策の柱(大区分) (1) 「生きる力」を育む学校教育の推進			主な大会出場 平成27年度・・・夏季近畿大会:6種目67人(11校) 開催地:奈良県 夏季全国大会:陸上2人(土山中、甲南中) 開催地:札幌市 駅伝全国大会:水口中 開催地:山口県 平成28年度・・・夏季近畿大会:8種目99人(14校) 開催地:和歌山県 駅伝全国大会:水口中 開催地:滋賀県 スポーツ以外の出場補助・・・吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、科学発表会、英語弁論大会、放送コンテスト						
教育施策(中区分) ④ 健やかな体とたくましい体力を育む教育計画・実践への指導と支援				事業の方向性	項目	評価	コメント				
対象(誰を・何を)		市内すべての小中学校(小学校22校、中学校6校)児童生徒			必要性	適切	県大会・近畿大会・全国大会出場にかかる費用は遠隔地となるため、経済的支援が必要。				
意図(どういう状態にしたいのか)		児童および生徒の学習活動支援のための事業に対して補助金を交付し、創造的で活力のある学校教育活動を推進できる体制を整える。			有効性	適切	未来を担う児童生徒の健全育成を図ることは、本市の発展に大きく寄与する人材を育成するものであり、効果的である。				
目的達成時の状況		県大会以上に出場した児童・生徒に対して、掛かる費用の一部を補助し経済的な負担を軽減することで、出場しやすい環境を整備する。			効率性	適切	県大会以上の大会については、開催場所までの距離があり、選手が経済的な不安も無く安心して出場し、競技に集中することが出来る。 県大会以上に出場することは、県内外に甲賀市をPRすることにもなる。				
事業の内容		市内すべての小中学校(小学校22校、中学校6校)児童生徒		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切							
＜補助対象経費＞		補助対象者 大会のエントリー人数を限度とする。(県大会においては、エントリー外の3年生を加えた人数) 補助対象大会 (1)市内大会を除く、公式大会(春季・秋季大会に引き続き強化練習会も公式大会に含める。)へ出場するもの (2) 滋賀県及び滋賀県中学校体育連盟が主催する大会に出場するもの (3) 前号に類似する団体が主催する大会で、特に市長が認めた大会に出場するもの (4) 近畿大会及び全国大会に出場するための強化練習 補助金額 出場に要した交通費 ・近畿大会、全国大会については、要した額の2/3以内 ・滋賀県及び滋賀県中学校体育連盟から補助される場合は、補助額を差し引く ・近畿大会、全国大会出場に必要な宿泊費用(1人あたり上限 8,000円) ・実支出額 宿泊費 参加料		事業の方向性	項目	判断	コメント				
＜実績＞		大会名 会場 人数(参加校) 金額 駅伝全国大会 希望ヶ丘文化公園 水口中 87,783 駅伝近畿大会 和歌山県 水口中、城山中 208,479 近畿大会 和歌山県 99人 1,662,722 (出場種目) 陸上20人、水泳2人、ソフトボール36人、体操1人、ソフトテニス(男・女)6人、サッカー18人、バスケットボール女子16人 近畿大会 強化練習会 皇子山陸上競技場、希望ヶ丘公園 他 26人 134,378 (参加種目)陸上19人、水泳1人、ソフトテニス6人 県総体(春・夏・秋・駅伝) 皇子山陸上競技場 他 市内全中学校 7,916,303 県吹奏楽コンクール 守山市民ホール 市内全中学校 1,601,949 英語弁論大会(県)、科学発表会(県)他 城山、甲賀、甲南 315,860 計 11,927,474			事業規模	維持	大会出場が決定しないと補助とならない為、結果次第で予算執行額が前後するため、当初予算の見込みが難しい。 また、出場する大会も多く、参加しない児童・生徒との兼ね合いから、全額補助とする事は難しい。				
大会名 会場 人数(参加校) 金額 近畿大会 強化練習会 皇子山陸上競技場、希望ヶ丘公園 他 26人 134,378 (参加種目)陸上19人、水泳1人、ソフトテニス6人 県総体(春・夏・秋・駅伝) 皇子山陸上競技場 他 市内全中学校 7,916,303 県吹奏楽コンクール 守山市民ホール 市内全中学校 1,601,949 英語弁論大会(県)、科学発表会(県)他 城山、甲賀、甲南 315,860 計 11,927,474		手法改善	維持		出場種目や、開催場所、上位入賞による大会出場決定など不確定要素が多く、補助金額の確定が出来ず見込みがつかめない為、計画的に進めていくことが難しい。						
大会名 会場 人数(参加校) 金額 近畿大会 強化練習会 皇子山陸上競技場、希望ヶ丘公園 他 26人 134,378 (参加種目)陸上19人、水泳1人、ソフトテニス6人 県総体(春・夏・秋・駅伝) 皇子山陸上競技場 他 市内全中学校 7,916,303 県吹奏楽コンクール 守山市民ホール 市内全中学校 1,601,949 英語弁論大会(県)、科学発表会(県)他 城山、甲賀、甲南 315,860 計 11,927,474		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・本格的改善・休廃止									
事業のコスト(単位:千円)		事業費		財源内訳		所用人員		備考			
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託			
27決算		11,379				11,379	1 人	人			
28決算(見込み)		11,928				11,928	1 人	人			
29当初予算		9,000				9,000	1 人	人			
		教育委員会点検・評価(2次評価)		教育委員会点検・評価(2次評価)							
		教育行政評価委員点検・評価(最終評価)		教育行政評価委員点検・評価(最終評価)							
		教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について		教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について							
		大会出場にかかる保護者の費用負担の軽減と児童生徒の活動意欲の向上につながるよう、支援を継続してまいります。また、小学校に対しては、校長会等を通じて制度の周知に努めます。		大会出場にかかる保護者の費用負担の軽減と児童生徒の活動意欲の向上につながるよう、支援を継続してまいります。また、小学校に対しては、校長会等を通じて制度の周知に努めます。							

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		新規/継続		継続	事業番号	28(29)		指標名	考え方・定義・式	単位	27年度	28年度	29年度(目標)				
③漢字検定補助金・英語検定補助金		新規/継続		継続	事業番号	28(29)		活動	対象児童生徒	市内児童(小学校4年生～6年生) 市内生徒(中学校1年生～3年生)	漢2440/2637人 英1272/2686人	漢2469/2563人 英2078/2653人	漢2459/2535人 英2043/2554人				
予算科目	会計	01	一般会計		事業所管課	学校教育課		事業の成果	成果	受検割合	%	漢検 92.5% 英検 47.4%	漢検 96.3% 英検 78.3%	漢検 97% 英検 80%			
	款	10	教育費		評価者職名	課長											
	項	01	教育総務費		評価者氏名	岡根富美代											
目	03	教育振興費		連絡先	0748-69-2243 内線4130		指標で表せない成果										
開始年度	H 26	年度	終了年度	H 99	年度	課メールアドレス	koka30101300@city.koka.lg.jp		・児童生徒が目標を設定し、計画的に学習を進めようとする態度の育成を図ることができる。 ・結果をもとに自らの学力を把握し、今後の目標を設定することで学習意欲を高めることができる。								
自治/法令					教育分野	3	学校教育分野		事業の方向性								
根拠法令・要綱等	甲賀市漢字検定料補助金交付要綱 甲賀市英語検定料補助金交付要綱				教育施策の柱(大区分)	(1)	「生きる力」を育む学校教育の推進										
対象(誰を・何を)	漢字検定: 小学校4年生から6年生 英語検定: 中学校1年生から3年生 意図(どういった状態にしたいのか)		目標に向かって努力できる環境をいかに整えるかという課題について事業展開するなかで、「生きる力を育てる夢はぐくみ事業」として、「漢字検定」及び「英語検定」の受検を支援し、児童生徒が自ら学ぼうとする機会を提供することで、一人ひとりの力を高めることを目指す。		教育施策(中区分)	②	学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援										
事業の対象	目的達成時の状況		児童生徒が合格を目標として、挑戦する主体的な学びの育成と意欲の向上、さらには全ての学習に対して日頃から取り組む意欲が定着することで、学力の向上が図れる。		項目	評価	コメント		事業の方向性								
事業内容	【漢字検定補助金】 子どもたちに「夢」を持たせ、その「夢」を実現させるためには、基礎・基本の「学力」と学び続けようとする「意欲」が必要である。 「学力」の基本は、「言語力」「言葉の力」であり、「日本語」をしっかり学んで身につけることが必要である。 実施日: 平成29年1月13日(金)・平成29年2月10日(金) 平成28年度より検定料全額を市が全額補助。(平成27年度までは、市が1/2補助)		【英語検定補助金】 外国語活動においては、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことが必要である。 実施日: 平成28年10月7日(金)・平成29年1月20日(金) 平成28年度より検定料全額を市が全額補助。(平成27年度までは、市が1/2補助)		必要性	適切	漢字・英語に関する学力向上及び児童生徒の学習への意欲向上に繋げるためにも必要である。										
事業の内容	【共通した事項】 検定は、統一した受検日を設定することで各校一斉に受検することができる準会場で実施している。 (英語検定: 準2級以上は、審査員による試験となるため本会場での受検)				有効性	適切	補助金1/2を全額補助することによって、受検者の裾野を広げることができ、学習意欲の向上に有効である。										
事業のコスト(単位:千円)	事業費	国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託	備考	項目	判断	コメント		事業の方向性			
27決算	3,270					3,270	1	人	人	事業規模	維持	漢検(小学校4～6年生)及び英検(中学1年生～3年生)において、検定料全額の全額補助を継続する。					
28決算(見込み)	8,738					8,738	1	人	人	手法改善	維持	特になし。					
29当初予算	9,237					9,237	1	人	人	効率性	適切	各個人が遠方の試験場に出向くことなく、学び舎で一斉に受検することができることは効率性がある。					
										●評価: 適切・概ね適切・やや不適切・不適切							
										●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
										担当課評価(1次評価)							
										評価	コメント						
										A	検定補助金交付によって、市内全小中学校が本事業に取り組むことにより児童・生徒の達成感や成熟度など上級へのチャレンジに繋がる一助となった。文部科学省が実施した英語教育実施状況調査[中学校3年生における英検3級の取得率]では、全国平均を上回る実績を上げており、漢字検定については、小学1年生から受検する児童も見られ、今後も継続して推奨していきたい。						
										教育委員会点検・評価(2次評価)							
										評価	コメント						
										A	各段階の検定を受検し合格することにより、学習意欲の向上に繋がっている。受検率の向上と更に上位の検定受検に望む姿勢が受検状況からも分析でき、意欲的な学習に取り組む結果が現れている。そのことから今後も事業の継続を進める必要があると考える。						
										教育行政評価委員点検・評価(最終評価)							
										評価	コメント						
										A	検定受検は学習意欲の向上、学習のスキルアップや目標達成の充実感を生むと考えられる。また、検定費用全額補助についても評価する。しかし、検定は民間事業であり、あくまでも義務教育における補完事業であると捉え、授業で活用するなど成果に繋げてほしい。今後は、補助対象学年以外の受検者についても、補助の対象として検討されたい。						
										教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について							
										検定受検により、家庭学習を中心に自主学習として意欲的に取り組めるよう進めていきます。また、学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校への英語授業の時間数も増加することから、英語検定補助金の対象を小学生へ広げることも検討していきます。							

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		新規/継続		事業番号	47		指標名		考え方・定義・式		単位	27年度	28年度	29年度(目標)
⑤少年補導委員の配置		新規/継続		事業所管課	社会教育課		活動	少年補導委員の委嘱	委嘱人数	人	78	79	79	
予算科目		01 一般会計		評価者職名	課長		成果	街頭啓発等	街頭啓発、各種教室、啓発件数	件	110	103	120	
会計		10 教育費		評価者氏名	奥田 邦彦		指標で表せない成果							
款		05 社会教育費		連絡先	0748-69-2248 内線4150		甲賀市少年センター条例施行規則に基づく業務として非行防止、少年補導および有害環境の浄化など少年の健全育成を図るための事業を展開している。これらの事業には補導された少年の非行対策のような事後の対応だけでなく、近年では街頭啓発や薬物乱用防止教室、誘拐防止教室など、有害環境を浄化していく予防的な活動が多く行われている。こういった地道な未然防止の活動は、成果として見えにくいものであるが、青少年を取り巻く環境の浄化、非行防止に役立っている。							
項		01 社会教育総務費		課メールアドレス	koka30104500@city.koka.lg.jp									
目				教育振興基本計画	コード	名称								
開始年度		H 16 年度 終了年度 H 99 年度		教育分野	4	社会教育								
自治/法令				教育施策の柱(大区分)	3	青少年の健全育成								
根拠法令・要綱等		甲賀市少年センター条例施行規則 甲賀市少年補導委員表彰規程 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱		教育施策(中区分)	②	少年センターの充実								
対象(誰を・何を)		市内少年の健全育成、非行防止												
意図(どういう状態にしたいのか)		少年の非行を防ぐため、啓発および補導活動を総合的、効果的に行い少年の健全な育成に寄与する。												
目的達成時の状況		警察や少年センターと合同で街頭補導活動を計画的・組織的に展開することにより、非行少年の早期発見、早期補導に努めるとともに、薬物乱用防止教室、各種防犯教室・啓発活動を行い、少年に悪影響を与える恐れのある環境を作らないよう未然に防止する活動も行い、社会全体で少年の健全な育成を支える機運も高まっている。												
事業の内容		<p>(1)人数 少年補導(委)員 79人</p> <p>(2)会議等 総会 1回 少年補導(委)員会定例幹事会 6回開催</p> <p>(3)街頭補導活動・地区別巡回パトロール(各地域夏祭り、市内量販店、JR駅等) 巡回補導回数 73回 従事者(延べ人数) 354人</p> <p>(4)薬物乱用防止教室・各種防犯教室・啓発活動等 薬物乱用防止教室 17教室(市内小学校) 誘拐防止教室 11教室(市内小学校、児童クラブ等) 啓発活動 2教室(啓発しおり作成) 従事者(延べ人数) 173人</p> <p>(5)研修会 甲賀市補導(委)員会研修会 2回 滋賀県青少年補導センター連絡協議会研修大会 甲賀市補導委員会管外研修会 1回 再乱用防止対策講習会 参加者(延べ人数) 124人</p>												
事業の方向性		項目		判断		コメント								
		必要性		適切		少年センターの事業目的の達成のため、少年の保護および少年補導、非行少年等の早期発見、継続的な補導、少年をめぐる有害環境の浄化を図るための活動として必要である。								
		有効性		適切		巡回補導、街頭啓発、薬物乱用防止教室、誘拐防止教室などの活動を通じて、少年をめぐる有害な環境を浄化し、非行や犯罪を未然に防ぐことに役立っている。薬物が絡む犯罪の低年齢化が進む中、また、全国的に少年が重大な犯罪に巻き込まれるなどの事件も発生しているため、少年補導委員の活動は早期対応としても有効である。								
		効率性		適切		多くの少年補導委員の方が巡回補導や啓発を行うことで、地域でのきめ細かい活動が可能となっている。その活動が地域に浸透していくことで地域の見守り活動が効率的に行える。								
		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切												
事業の規模		項目		判断		コメント								
		事業規模		維持		今後も継続した取り組みが必要である。								
手法改善		項目		判断		コメント								
		手法改善		維持		巡回補導や薬物乱用防止教室など、計画的にまた、組織的に行われている。今後も警察や少年センター、地域と連携して進めていくことが必要である。								
		●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止												
評価		担当課評価(1次評価)												
A		少年補導活動、薬物乱用防止教室、誘拐防止教室などを効果的に実施するために、警察、少年センター、青少年育成団体等と連携しながら取組がなされており、その活動の意義は大きい。また、青少年健全育成の観点から、少年補導委員の活動は、青少年を取り巻く環境をよりよくしていくためには不可欠なものとなっている。												
評価		教育委員会点検・評価(2次評価)												
A		市内小学校への啓発活動や地域における巡回など地域でのきめ細かな活動を継続していただいていることによって犯罪の未然防止に役立っている。学校等関係機関との連携も進め地域全体で青少年を健全育成する環境整備に貢献されている。												
評価		教育行政評価委員点検・評価(最終評価)												
A		少年補導委員による街頭補導、啓発活動、市内巡回、薬物乱用防止教室などの活動は、青少年の非行防止や健全育成に寄与されていると評価する。今後も警察、少年センター・学校・地域との連携を図り、活動を継続されることを望む。その中で、青少年の健全育成に関わる重複する組織の整理と、委員の後継者の確保が課題である。												
事業のコスト(単位:千円)		財源内訳					所用人員			備考				
		事業費		国支出金 県支出金 地方債権 その他特定財源 一般財源			正規 臨時嘱託							
27決算		960		0 0 0 0 960			人 78 人							
28決算(見込み)		1,044		0 0 0 0 1,044			人 79 人							
29当初予算		1,442		0 0 0 0 1,442			人 79 人							
		教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について												
		青少年を取り巻く環境の変化に伴う、多岐にわたる問題解決のため、関係団体や関係部署との連携をより一層強め、事業の統一化を図ります。また、少年補導委員活動をさらにPRし、市民の理解が得られるよう努めるとともに、自治会等からの補導委員の推薦にあたっては幅広い層から選出いただけるよう取り組んでまいります。												

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		新規/継続		事業番号	指標名						
⑦甲賀市文化協会活動補助		継続		61	活動	補助金	事業日数	単位	27年度	28年度	29年度(目標)
事業所管課		文化スポーツ振興課			成果	団体数	加盟団体数	団体(人数)	17	17	17
評価者職名		課長			指標で表せない成果						
評価者氏名		古谷 淳子			・多種多様な文化協会の自主活動による生きがいや満足度が、文化振興につながり、生き生きとした生活を送っている。文化協会の自主活動は優劣を競うものではなく、また、生きがいや満足度は、各自の主観によるものである。						
連絡先		0748-69-2249 内線4160			項目						
課メールアドレス		koka30107000@city.koka.lg.jp			評価						
教育振興基本計画		コード	名称	コメント							
教育分野		5	歴史、文化財保護及び文化振興	必要性 適切							
教育施策の柱(大区分)		(7)	文化・芸術・芸能の自主活動への支援	有効性 概ね適切							
教育施策(中区分)		②	さまざまな分野の芸術家や文化団体等関係者の活動への支援	効率性 概ね適切							
対象(誰を・何を)		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切									
・甲賀市文化協会連合会の文化芸術活動		項目									
意図(どういう状態にしたいのか)		判断									
・文化芸術活動推進する文化団体により、文化芸術の魅力を伝え、次世代へ伝える役割を担う人材が育つこと。		コメント									
・文化団体の自主活動が尊重され、多様な文化芸術が保護、発展すること。		事業規模 拡充									
・これらの活動が、まちづくりにつながること。		手法改善 抜本的改善									
目的達成時の状況		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止									
甲賀市文化協会連合会加盟団体の新しい人材が確保され、意欲的な活動が持続できること。		事業の方向性									
・甲賀市文化協会連合会活動補助金の交付		項目									
補助金 2,300千円 (内訳)水口 464,000円 あいの土山 435,000円 甲賀 430,000円		判断									
甲南 379,000円 信楽 492,000円 芸能祭 100,000円		コメント									
(算定方法)補助金の1/2は5支部に均等割りし、1/2は5支部の各団体数割で計上		事業規模 拡充									
・各支部(水口、あいの土山、甲賀、甲南、信楽)が文化祭、芸術祭を自主活動で開催		手法改善 抜本的改善									
水口町文化協会2016文化祭 芸能発表 10月15日(土) あいこうか市民ホール 参加者266人 来場者250人		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止									
作品展示 10月14日(金)、15日(土) あいこうか市民ホール 展示室		担当課評価(1次評価)									
参加者150人 来場者840人		評価									
第13回あいの土山文化祭 芸能発表 11月13日(日) あいの土山文化ホール 参加者220人 来場者200人		コメント									
作品展示 11月12日(土)、13日(日) 森林文化ホール		B									
参加者90人の他、支部内児童生徒 来場者400人		芸能祭等の事業については、概ね課題も少なく実施できている。協会関係者には、文化活動の持続的かつ有効な運営を学ぶための研修の機会を設けることも検討しなければならない時期に来ていると考えられる。									
第61回甲賀町文化祭 芸能発表 11月6日(日) 甲賀農村環境改善センター 参加者250人 来場者400人		教育委員会点検・評価(2次評価)									
作品展示 11月5日(土)、6日(日) 甲賀中央公園体育館		評価									
参加者122人の他、支部内児童生徒 来場者1000人		コメント									
第50回甲南文化祭 芸能発表 11月13日(日) 忍の里プララ 参加者260人 来場者500人		B									
作品展示 11月10日(木)~13日(日) 忍の里プララ 参加者100人 来場者500人		さまざまな分野で特色のある活動をされており、市民が自主的に文化、芸術に関わって文化祭や芸能祭を開催されていることにより市の文化芸術の推進が図られている。支部の活動も大切にしながら協会全体で運営できるよう、働きかけが必要である。									
第47回信楽芸術文化祭 芸能発表 11月6日(日) 陶芸の森 産業展示館 信楽ホール		教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)									
参加者100人 来場者500人		評価									
作品展示 11月4日(金)~6日(日) 信楽体育館		コメント									
参加者196人の他、支部内児童生徒 来場者1607人		C									
合計参加者1,754人 来場者6,197人		文化芸術活動の振興のために補助は必要だと考えるが、補助金の使い道、活動の内容、加盟団体の人数などの精査が必要だと考える。今後は、旧町の枠組みに捉われないことと、連合会としての組織充実と、自主運営できる体制へのバックアップが早急の課題である。									
・芸能祭の事務局支援		教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について									
第9回甲賀市文化協会連合会芸能祭 3月12日(日) あいこうか市民ホール		各支部の地域性や特色を活かした事業は継続して実施されていますが、連合会としては事業方法や支部の連携の検討など、市全体の事業を推進することが必要だと考えます。そのため、本市の文化力向上の担い手としてより効率的、効果的な自主運営ができるよう働きかけてまいります。									
参加者209人 来場者500人											
事業のコスト(単位:千円)		財源内訳					所用人員		備考		
事業費		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託			
27決算	2,300	0	0	0	0	2,300	1	人			
28決算(見込み)	2,300	0	0	0	0	2,300	1	人			
29当初予算	2,300	0	0	0	0	2,300	1	人			

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		⑧甲賀市体育協会事業補助		新規/継続	継続	事業番号	74																																																																	
事業所管課		文化スポーツ振興課		評価者職名	課長																																																																			
評価者氏名		古谷淳子		連絡先	0748-69-2249 内線4160																																																																			
課メールアドレス		koka30107000@city.koka.lg.jp		コード	名称																																																																			
開始年度	H 16 年度	終了年度	H 99 年度	教育分野	4	社会教育																																																																		
自治/法令	スポーツ基本法			教育施策の柱(大区分)	(6)	生涯スポーツ推進体制の充実																																																																		
根拠法令・要綱等	甲賀市補助金等交付規則 甲賀市社会教育振興事業費補助金交付要綱			教育施策(中区分)	④	スポーツ団体活動・事業の支援																																																																		
対象(誰を・何を)	甲賀市体育協会及び加盟団体、会員																																																																							
意図(どういう状態にしたいのか)	体育協会の各種事業による競技力の向上および多くの市民がスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現																																																																							
目的達成時の状況	多くの市民がスポーツ活動を行うことにより、競技力向上が図られ、その競技を見たり、行ったりすることや競技者が指導することにより、地域でより多くの市民が参加し、広域交流することができるスポーツ事業の企画・展開をさらに推進する好循環が生まれる。																																																																							
事業の内容	<p>甲賀市スポーツ振興基本計画における基本目標のひとつである「競技力の総合的な向上」として「みんなのスポーツ環境の整備充実」の実現に向け、甲賀市体育協会へ補助をしている。</p> <p>体育協会は、スポーツの振興及び技術の向上ならびに生涯スポーツの推進を図るとともに、スポーツを通じ競技団体相互の親睦を深め、市民の心身の健全と明るく豊かなまちづくりに寄与することを目的として活動する団体である。</p> <p>市民が体育協会加盟団体でスポーツ活動を行ったり、主催事業に参加することにより、健康で豊かな生活を送るために、市民のスポーツ活動の一翼を担う体育協会の事業運営に対しての財政的支援を行うものである。</p> <p>【現在の甲賀市体育協会加盟団体数：競技団体：21】</p> <p><甲賀市体育協会の主な事業></p> <p>①甲賀市民球技大会 ②甲賀市民体育大会 ③甲賀市民駅伝競走大会(積雪により中止)</p> <p>上記以外にも多くのスポーツ事業を体育協会の競技部で実施している。 *事務局員が事務を行っている。</p> <table border="1"> <tr> <td>【収入】</td> <td>(円)</td> <td>【支出】</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>8,510,000</td> <td>事務費</td> <td>2,625,559</td> </tr> <tr> <td>甲賀市補助金</td> <td>8,500,000</td> <td>会議費</td> <td>112,448</td> </tr> <tr> <td>県体協補助金</td> <td>10,000</td> <td>事務局費</td> <td>2,513,111</td> </tr> <tr> <td>委託金</td> <td>20,000</td> <td>事業費</td> <td>5,926,809</td> </tr> <tr> <td>会費</td> <td>270,000</td> <td>本会事業費</td> <td>2,434,957</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>10,000</td> <td>市民球技大会</td> <td>754,320</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>513,699</td> <td>市民体育大会</td> <td>633,635</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,323,699</td> <td>市民駅伝大会</td> <td>493,202</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>県民体育大会</td> <td>540,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>県民駅伝大会</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>競技団体事業費</td> <td>2,768,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域普及事業費</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>体育振興費</td> <td>483,852</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負担金他</td> <td>771,331</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>9,323,699</td> </tr> </table>								【収入】	(円)	【支出】	(円)	補助金	8,510,000	事務費	2,625,559	甲賀市補助金	8,500,000	会議費	112,448	県体協補助金	10,000	事務局費	2,513,111	委託金	20,000	事業費	5,926,809	会費	270,000	本会事業費	2,434,957	寄付金	10,000	市民球技大会	754,320	他	513,699	市民体育大会	633,635	合計	9,323,699	市民駅伝大会	493,202			県民体育大会	540,600			県民駅伝大会	13,200			競技団体事業費	2,768,000			地域普及事業費	240,000			体育振興費	483,852			負担金他	771,331			合計	9,323,699
【収入】	(円)	【支出】	(円)																																																																					
補助金	8,510,000	事務費	2,625,559																																																																					
甲賀市補助金	8,500,000	会議費	112,448																																																																					
県体協補助金	10,000	事務局費	2,513,111																																																																					
委託金	20,000	事業費	5,926,809																																																																					
会費	270,000	本会事業費	2,434,957																																																																					
寄付金	10,000	市民球技大会	754,320																																																																					
他	513,699	市民体育大会	633,635																																																																					
合計	9,323,699	市民駅伝大会	493,202																																																																					
		県民体育大会	540,600																																																																					
		県民駅伝大会	13,200																																																																					
		競技団体事業費	2,768,000																																																																					
		地域普及事業費	240,000																																																																					
		体育振興費	483,852																																																																					
		負担金他	771,331																																																																					
		合計	9,323,699																																																																					
事業の方向性	項目	評価	コメント																																																																					
	必要性	適切	スポーツ振興は、国を挙げて取り組むべき事業とされており、公共性も高く、スポーツが健康づくりに大きく寄与することは広く認められているものであり、事業目的に沿っており、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブと連携協力し、選手や指導者をバックアップする中核組織である。																																																																					
	有効性	適切	体育協会は、多くの市民がスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に大きく寄与しており、これに対する支援として補助金を交付することは効果的であり、競技部の新規加盟もあり成果も上がっている。																																																																					
	効率性	概ね適切	優れた競技者の発掘や育成を担っていただく組織として必要である。補助という支援方法であり直接的なコストの削減の余地も少ないが単なる金銭的支援にとどまらない支援方法も検討していく余地はある。																																																																					
●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切																																																																								
事業の方向性	項目	判断	コメント																																																																					
	事業規模	維持	必要性・有効性とも高い事業であり、現在の規模を維持すべき事業である。																																																																					
	手法改善	軽微な改善	必要性も高く、効率性も低くない事業である。事業拡大に向けた金銭的な支援だけでなく、体育協会がよりその組織を強化されるよう、また、各種競技部においては、底辺の拡大も視野に入れた有効活用となる多様な支援をしていく必要がある。																																																																					
●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止																																																																								
評価	担当課評価(1次評価)																																																																							
B	本市の各種スポーツの推進、また、健康の維持増進や競技力向上等大きな役割を担っている甲賀市体育協会への財政支援は必要である。但し、体育協会の自主自立に向け会員の声を反映した組織運営や、人材育成も含めた金銭的な支援方法にとどまらない多様な方法を検討していく余地がある。																																																																							
教育委員会点検・評価(2次評価)																																																																								
評価	コメント																																																																							
B	市民がスポーツに関わりやすい環境整備や専門的な技術の習得、競技力の向上、スポーツに参加することにより人との交流ができるなど、市が進めるスポーツの振興のため、各種の市民大会や競技部による事業を実施している体育協会への財政支援は効果的である。組織体制、運営方法に若干見直しが必要と考えられることもあり団体との協議が必要である。																																																																							
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)																																																																								
評価	コメント																																																																							
C	生涯スポーツ社会の実現のため、競技団体が優先されすぎることなく、より多くの甲賀市民が対象となることを希望する。経理面・組織体制面・運営面の透明性が不十分な状態でのスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブとの連携については、時期尚早と考えられるので、指導を期待する。同協会は、平成29年度に法人化され企業会計となった。監査については、市職員の監査知識と能力を高めるため、研修会等を実施するなど人材育成に取り組み、適正に実施されたい。																																																																							
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について																																																																								
体育協会は、地域スポーツの振興や競技者技術の向上、スポーツを通じた交流の促進など、甲賀市スポーツ振興基本計画における基本目標を達成する上で必要不可欠な組織であり、これまでから多くの成果や効果を見出しています。今後も市民の誰もが参加できるスポーツや健康増進事業、レクリエーションの機会の増加が図られるよう指導してまいります。また、担当する職員の監査知識と能力の向上を図ることに努め、体育協会の経理、運営等についても指導を行ってまいります。スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブとの連携の時期については、体育協会の組織体制等や全国的な趨勢を考慮し見極めてまいります。																																																																								
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳				所用人員		備考																																																																
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託																																																																
27決算	8,500	0	0	0	0	8,500	1 人	人																																																																
28決算(見込み)	8,500	0	0	0	0	8,500	1 人	人																																																																
29当初予算	10,500	0	0	0	0	10,500	1 人	人																																																																

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		⑨甲賀市スポーツ少年団活動補助		新規/継続	継続	事業番号	75	
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	文化スポーツ振興課			
	款	10	教育費	評価者職名	課長			
	項	06	保健体育費	評価者氏名	古谷淳子			
	目	01	保健体育総務費	連絡先	0748-69-2249 内線4160			
開始年度		H 16 年度	終了年度	H 99 年度	課メールアドレス	koka30107000@city.koka.lg.jp		
自治/法令		自治事務 / スポーツ基本法						
根拠法令・要綱等		甲賀市補助金等交付規則 甲賀市社会教育振興事業費補助金交付要綱						
対象(誰を・何を)		甲賀市スポーツ少年団 加盟団体・団員						
意図(どうい状態にしたいのか)		スポーツを通じ、元気な子どもの育成、また、社会奉仕活動や地域行事への参加を行い、コミュニケーション能力を養成し、社会性を身につけた子どもの育成を目指す。						
目的達成時の状況		近年、同世代の子ども間でも運動能力の格差が問題となっているが、幼少期からスポーツに親しむ機会を提供することで、その是正が図れる。また、スポーツ少年団の活動を通じ、コミュニケーション能力の向上が見込め、社会性を身につけた子ども達が次代の日本を担うことに期待できる。						
事業の内容		<p>甲賀市スポーツ振興基本計画において「スポーツを通じて心豊かな生活を送ることができ、活気あふれるまちづくり」を基本方針として、「みんなのスポーツ環境の整備充実」「競技力の総合的な向上」「学校体育・スポーツの充実」を基本目標としている。「競技力の総合的な向上」を中心として「みんなのスポーツ環境の整備・充実」に向け、また、スポーツ少年団の基本理念および活動に賛同し、甲賀市スポーツ少年団へ補助している。</p> <p>スポーツ少年団は、「青少年の健全育成」、「運動能力の向上」、「次代を担うリーダーの養成」の理念に基づき、子ども達の育成を目的に活動する団体である。</p> <p>市内の子ども達を対象に、様々なスポーツ活動を通じ、上記理念の達成のため活動を行うとともに、社会奉仕活動や地域活動を通じて、社会奉仕活動や地域との関わり的重要性を学ぶ機会を提供する。</p>						
【収入】		【支出】						
収入名		単位(円)	事業	単位(円)	備考			
市補助金		4,820,000	市長杯開催費	360,160	各種目市長杯開催補助、優勝メダル作成費			
県補助金		136,000	研修・交流会等開催費	228,010	母集団研修大会、指導者研修会、交流会			
登録費用		995,900	県事業派遣活動費	66,000	県主催 ジュニアリーダースクール派遣			
繰越金		243,232	指導者資格補助費	25,500	認定員資格補助			
雑収入		10	登録費	907,900	本部役員・団員・指導者登録費			
合計		6,195,142	支部活動補助費	871,600	水口 257,200	土山 117,800		
					甲賀 140,000	甲南 269,000		
					信楽 87,600			
			単位団活動補助費	2,415,400	団員数 × 800 47団への活動補助 単位団数 × 35,000			
			事務費	1,151,016	広報作成 234,400円、事務員賃金 480,000円等			
			合計	6,025,586				
			繰越金	169,556				
事業の方向性		<p>●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止</p> <p>担当課評価(1次評価)</p>						
事業の成果		<p>事業の成果</p> <p>事業番号</p> <p>指標名</p> <p>考え方・定義・式</p> <p>単位</p> <p>27年度</p> <p>28年度</p> <p>29年度(目標)</p> <p>活動 主催事業 1年間の主催事業開催数 回 9 9 10</p> <p>成果 団員数 団員数 人 994 963 1,000</p> <p>指標で表せない成果</p> <p>指導者や母集団がボランティアで行なっている子ども達への健全・育成活動内容。各支部や各団での独自活動が年間を通して行われている。</p>						
事業の評価		<p>項目</p> <p>評価</p> <p>コメント</p> <p>必要性 適切 子ども達の運動・交流をはかることができる場を提供するスポーツ少年団への補助を行うことで、各種目ごとの市長杯や甲賀市内の団員を対象とした交流大会を開催することができる。また、子ども達の健全・育成の場を向上させるため、指導や指導者や保護者を対象とした研修会を開催することができる。</p> <p>有効性 適切 子ども達の運動を通じた交流をはかる場として、交流大会や市長杯をはじめとする事業が開催されている。また、保護者や指導者を対象とした研修大会の開催は、子ども達の健全・育成の向上に寄与するものである。</p> <p>効率性 適切 市の補助金を利用し、スポーツ少年団の本部事業である交流大会や各支部事業による地域のクリーン活動、各単位団による独自の交流活動、各競技部による市長杯など、子ども達の健全・育成のため、様々な活動がなされている。また、広報誌の作成でスポーツ少年団の理念や活動内容をPRし、スポーツ少年団に興味を持っている子ども達や保護者への周知もしている。</p> <p>●評価: 適切・概ね適切・やや不適切・不適切</p>						
事業の方向性		<p>項目</p> <p>判断</p> <p>コメント</p> <p>事業規模 維持 支援内容は現状維持とする。ただし、昨年の日本スポーツ少年団の規則改正により、3歳から入団できる制度(旧来は小学校1年生から入団できた)となったことから、甲賀市スポーツ少年団もこの規則に対応していかなければならず、幼少期の子ども達に指導を行う指導者の育成に対して、財政的支援を行っていくかを考慮する必要がある。</p> <p>手法改善 改善 現在、国や県も体育協会とスポーツ少年団は一体で活動している。甲賀市内のスポーツ団体の効率的な活動・連携強化のために一本化を目指し、甲賀市スポーツ少年団は、甲賀市体育協会をはじめとしたスポーツ団体とともに、活動していくことも検討していかなければならない。</p> <p>●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止</p>						
事業内容		<p>担当課評価(1次評価)</p> <p>評価</p> <p>コメント</p> <p>B 活動は各団の指導者が熱心に行われていることから、評価は高い。しかし、新入団基準(入団基準年齢の低下)の対応や甲賀市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等をはじめとしたスポーツ団体との協力関係などには、まだまだ課題がある状況である。子ども達の健全・育成のため、これからは支援は継続していかなければならないと思われるが、上記課題にも対応していく必要があるように思われる。</p> <p>教育委員会点検・評価(2次評価)</p> <p>評価</p> <p>コメント</p> <p>B スポーツ少年団に加入することは運動能力だけでなく、社会の一員としての生き方を学ぶ機会となっており、指導者は認定員の資格を取得され子ども達の健全育成に努めていただいている。幼少期からの子どもの受け入れ方法の研究やスポーツ団体との連携についても対応できるよう指導助言が必要である。</p> <p>教育行政評価委員点検・評価(最終評価)</p> <p>評価</p> <p>コメント</p> <p>B 子ども達の成長には、スポーツが出来る環境と、スポーツを通じて相互に交流することが大切である。指導者の方々の熱心な指導には敬意を表す。しかしながら、勝利至上主義となっていないか懸念されるため、市として「スポーツ少年団は青少年の健全育成、運動能力の向上、次代を担うリーダーの養成の理念に基づき、子ども達の育成を目的に活動する団体である」という当初の目的を指導者に伝えてほしい。現状のままでは、年々入団者が少なくなり、活動が衰退していくことも考えられるため、対策を講じる必要性を感じる。</p> <p>教育行政評価委員点検・評価を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について</p> <p>勝利至上主義等の課題解決に向け、研修会等を開催し、スポーツ少年団の理念を伝え、指導者や母集団の育成、支援を行います。また、日本スポーツ少年団設置規程に基づくスポーツ少年団登録規程が改定され、幼少期の子ども達の受け入れが認められたことにより、幼少期に様々な運動の機会を提供し、単一種目に偏らないよう活動の支援をしてまいります。</p>						
事業のコスト(単位:千円)		<p>事業費</p> <p>財源内訳</p> <p>所用人員</p> <p>備考</p> <p>国支出金 県支出金 地方債権 その他特定財源 一般財源 正規 臨時嘱託</p> <p>27決算 5,820 0 0 0 5,820 人 1 人 梨田基金 1,000</p> <p>28決算(見込み) 4,820 0 0 0 4,820 人 1 人</p> <p>29当初予算 5,800 0 0 0 5,800 人 1 人 梨田基金 1,000</p>						

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		新規/継続		事業番号		88		指標名		考え方・定義・式		単位		27年度		28年度		29年度(目標)								
⑩歴史資料館等施設の管理運営事業		事業所管課		歴史文化財課				活動	企画展等	各館で開催した企画展、教室等の回数		回	18	20	24											
予算科目		評価者職名		課長				成果	入館者数	各資料館の入館・利用者数の合計		人	20,735	19,306	20,000											
会計		01 一般会計		評価者氏名		長峰 透		指標で表せない成果																		
款		10 教育費		連絡先		0748-69-2251 内線4170		・地域に伝えられてきた古文書、民具などの調査・収集、整理、保存を日常的に実施、地域色豊かなコレクションの形成をはかっている。(例)巖谷一六・小波コレクション、甲賀のお茶製造用具コレクション、甲賀の売薬資料コレクション、甲賀の前挽鋸製造用具コレクション、東海道水口宿文書、同土山宿文書など街道史料コレクションなど																		
項		05 社会教育費		課メールアドレス		koka30109000@city.koka.lg.jp		・市内外からの歴史に関する問い合わせへのレファレンスや、歴史研究者の調査研究への便宜提供などを通じて、歴史文化への関心理解の醸成に努めている。																		
目		04 文化財保護費		教育振興基本計画		コード		名称		・地域や団体、学校などからの出前講座等の講師依頼に随時対応し、歴史文化への関心の向上に努めている。																
開始年度		H 16 年度		終了年度		H 99 年度		5		歴史、文化財保護及び文化振興																
自治/法令		文化財保護法		教育施策の柱(大区分)		(2)		歴史、文化財の普及と文化財保護意識の啓発																		
根拠法令・要綱等		甲賀市歴史民俗資料館条例ほか		教育施策(中区分)		①		資料館施設における公開活用事業の充実																		
対象(誰を・何を)		市域に伝えられてきた歴史・民俗資料の調査・収集・展示・顕彰、および講座・教室の開講、レファレンスなどの活動を通じて、市民や観光客に対して甲賀市の豊かな歴史文化に関心をもってもらいたい。																								
意図(どういった状態にしたいのか)		「甲賀市歴史民俗資料館運営指針」に基づき、以下の課題に取り組みながら、市民や観光客が繰り返し訪れたい施設を目指す。																								
事業の対象		<ul style="list-style-type: none"> ・展示や情報発信の力を高める ・学校教育との連携を強める ・社会教育機能を高める 																								
目的達成時の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀の歴史文化と出会える ⇒適切な保存がなされ、魅力ある展示がある ・甲賀の歴史文化が学べる ⇒展示や講座、レファレンスなどを通じて市民の学びの機会が提供される ・甲賀の歴史文化を体験できる ⇒民具の活用や経験者との交流などを通じて、子どもたちが郷土の「昔」を体験できる ・甲賀の歴史文化を自慢したくなる ⇒郷土の歴史を誇りに思い、まちづくりに活かせる 																								
事業内容		<p>◎水口歴史民俗資料館【直営・有料・145千円/4,156千円】 H28入館者数 2,690人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示 テーマ「甲賀水口の歩みと暮らし」水口祭・水口宿・巖谷一六小波父子など水口地域の歴史文化を紹介。 ・企画展示 最近の館の調査、市民による伝承活動の紹介、水口岡山城跡の国史跡指定を記念した企画展を実施。夏季ロビー展 7/9～8/31 「よみがえった水口細工の美」、関連行事「キッズワークショップ」秋季ロビー展 10/15～11/2 「未来への継承—信楽焼 穴窯作品展—」国史跡指定記念「水口岡山城展」3/11-5-31 ・刊行冊子 『染型紙調査報告書』市域の2軒の紺屋から寄贈された全国有数の染型紙の悉皆調査報告書を刊行。 ・普及活動 市史編さん室と共同で「あいごうか歴史塾」を3回開催した。参加者総数191人 <p>◎水口城資料館【指定管理・有料・424千円/2,459千円】 H28入館者数 4,377人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示 テーマ「水口城と水口藩」水口城内に復元された櫓建物のなかに水口城と水口藩の資料を展示。県史跡水口城跡のガイダンス施設、観光スポットとしても利用されている。 <p>◎土山歴史民俗資料館【直営・無料/524千円】 H28入館者数 3,221人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示 テーマ「道・人・時、そしてあいの土山」東海道土山宿の資料を展示。鈴鹿峠を控えた土山の歩みを紹介。 ・企画展示 夏季企画展 7/16～11/13 「新収蔵品展—甲賀の製茶道具—」寄贈された製茶用具を系統的に展示。巡回企画展示 1/14～3/12 「ハレの日を祝う」子どもの成長や婚礼など人生の節目となる行事を紹介。 ・普及活動 古文書講座(5回)、初級古文書講座(4回)。市域の古文書の解説にチャレンジ。 <p>◎東海道伝馬館【指定管理・無料/3,648千円】 H28入館者数 6,658人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示 東海道土山宿をはじめ、街道・宿駅・伝馬制度・名物などに関する情報を提供。街道散策者のガイダンス施設。 <p>◎甲賀歴史民俗資料館【指定管理・有料/272千円】 H28入館者数 559人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示 重要文化財となる油日神社の社宝類を中心に甲賀地域の文化遺産を収蔵展示。 <p>◎甲南ふれあいの館【直営・無料/2,800千円】 H28施設利用者数 1,801人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示 甲南地域の暮らしと生業を紹介。国重要有形民俗文化財「近江甲賀の前挽鋸製造用具及び製品」を収蔵展示。 ・企画展示 「ハレの日を祝う」子どもの成長や婚礼など人生の節目となる行事を紹介。 ・体験学習 民具友の会の協力のもと、子ども対象のしめ縄作り、水鉄砲作りなどの体験学習を実施。 ・学校連携 市内小学校と連携し、民具を教材として「昔の暮らし」を体験。 																								
事業の方向性		項目		判断		コメント		事業規模		維持		甲賀の多様な歴史文化を現地の環境とともに体感できるように、また地域における文化財保護意識の維持・向上をはかるうえで、現在の6館体制を維持する必要がある。		手法改善		軽微な改善		事務事業が増加する中で、館の展示や事業の質を落とさずに運営していくため、資料の共通管理などの効率化を進める必要がある。また企画展示での市民との協働の幅を一層広げていく必要がある。								
		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止																								
評価		担当課評価(1次評価)																								
B		所在地の地域色を反映した、特色ある資料の収集・展示・公開を行うとともに、共通理解を高める巡回展や地域横断的な企画の実施にも努めている。入館者の増加をはかるため、情報発信力の向上に努める必要がある。																								
評価		教育委員会点検・評価(2次評価)																								
B		それぞれの施設において地域の歴史文化を紹介する企画展を開催し、また、調査結果としての報告書の刊行を行い後世に伝え、活用する事業を継続している。甲賀市の魅力をあらためて知る学びの機会が提供されている。ただ、各施設の運営方法について直営、指定管理の形態や入館料などに課題があり早期に見直すことが必要である。																								
評価		教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)																								
B		郷土の歴史や伝統文化の保存、また後世に継承していくことは大変重要であり、甲賀市の歴史的資料を市内外の人々にPRするため、資料館の役割は大きい。今後は、日本遺産の認定などの素材を活かし、観光施設やガイダンス施設としての機能も果たされるよう期待する。その運営方法については検証を行い、より効果的な運営をされたい。																								
事業のコスト(単位:千円)		財源内訳					所用人員			備考		教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について														
		事業費		国支出金			県支出金			地方債権			その他特定財源			一般財源			正規		臨時嘱託					
27決算		16,845		0			0			0			967			15,878			2		人		2		人	
28決算(見込み)		13,859		0			0			0			933			12,926			2		人		2		人	
29当初予算		13,112		0			0			0			925			12,187			2		人		2		人	
市内に残る豊富な歴史遺産を掘り起こし、市民や甲賀市を訪れる観光客が甲賀市の歴史文化を分かりやすく学習できるよう、展示方法を工夫するとともに、図書館や商業施設なども利用して情報発信に努めます。魅力ある施設となるよう点在する施設の運営については、平成31年度までに作成する歴史文化基本構想の中で検討してまいります。																										

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名	⑪水口岡山城跡調査・整備活用事業		新規/継続	継続	事業番号	94				
			事業所管課	歴史文化財課						
予算科目	会計	01	一般会計	評価者職名	課長		事業の成果			
	款	10	教育費	評価者氏名	長峰 透					
	項	05	社会教育費	連絡先	0748-69-2251 内線4170					
	目	04	文化財保護費	課メールアドレス	koka30109000@city.koka.lg.jp					
開始年度	H 22	年度	終了年度	H 99	年度					
自治/法令	文化財保護法		教育振興基本計画	コード	名称		事業番号			
根拠法令・要綱等	甲賀市文化財保護条例		教育分野	5	歴史、文化財保護及び文化振興					
対象(誰を・何を)	甲賀市水口町水口にある古城山に築城された水口岡山城跡		教育施策の柱(大区分)	(7)	歴史的、文化的資源の継承と活用					
意図(どういう状態にしたいのか)	詳細地形測量調査や遺構確認発掘調査によって城跡の構造を解明して、H29年2月国史跡指定を達成させ、城跡に対する理解を深めるため調査成果を公開するとともに、市民に親しめる城跡として整備を行う。		教育施策(中区分)	①	文化遺産の保存、継承及び積極的な活用		事業の評価			
目的達成時の状況	市民の方々が水口岡山城跡の歴史を理解し、地域の歴史遺産として認識していただき、国史跡としてふさわしい整備が実施され、市民との協働、観光部局との連携によって城下町と一体的な地域づくりを促進し、城跡が憩いの場として広く活用される。									
事業の内容	<p>【調査事業】</p> <p>①遺物整理事業 平成24年度から27年度に実施した発掘調査による出土遺物の整理作業 揚羽蝶紋瓦をはじめ、発掘調査により出土した大量の瓦等の実測、図化作業</p> <p>②総合調査報告書の執筆と刊行 平成22年度からの測量調査と4年間にわたる発掘調査の成果を報告書としてまとめる。600部刊行。 発掘調査の詳細な報告をはじめ、城跡の遺構図、出土遺物の実測図、絵図、文献史料等を記載。</p> <p>【国史跡の実現】</p> <p>①調査の成果をまとめた総合調査報告書と史跡指定の考え方をまとめた意見具申書を国に提出、文化審議会での審議を経て国史跡に指定される。</p> <p>【活用事業】</p> <p>①水口岡山城跡城郭歴史フォーラムの開催 平成28年11月13日 入場者256名 「水口岡山城と豊臣五奉行の城」と題して3名の講師による講演の後、フォーラムを開催する。</p> <p>②「よみがえれ水口岡山城2016」を開催 平成28年4月16日、17日 市民団体との協働事業により天守を模したバルーンを設置したイベントを開催。</p> <p>③水口岡山城探訪会を滋賀県教育委員会と共催 平成28年11月20日開催 参加者65名 城跡の探訪および城下町(水口宿)の散策を実施し、多くの人が城跡を見学した。</p> <p>④企画展示会の開催 平成29年3月11日から5月31日まで 来館者1,462名 4年間の発掘調査を成果を水口歴史民俗資料館で開催した。その他、一般向けのブックレット・オリジナルグッズを作成</p> <p>【整備事業】</p> <p>①城内の散策道周辺の草刈、森林の伐採を実施。</p>									
事業の方向性	項目	判断	コメント							
事業規模	維持	今後、整備に向けては文化庁の指導を得ながら、整備活用の計画を立て、それに基づく整備を実施し、活用については市民団体と協働でイベントの開催やフォーラム、展示会を通じて市民への啓発を続ける。								
手法改善	維持	整備活用の計画については国庫補助が得られるよう努め、活用事業については市民団体と課題や情報を共有して、協働により実施する。								
●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止										
担当課評価(1次評価)										
評価	コメント									
A	発掘調査を含めた総合調査の成果にもとづき、国史跡の意見具申を行い、平成29年2月9日付けで国史跡に指定された。また、調査と並行し、講演会などの活用事業を積極的に実施し、多くの皆さんに参加していただくとともに、市民団体を中心に一夜城のイベントを開催していただき官民上げて水口岡山城跡の情報発信を行うことができた。									
教育委員会点検・評価(2次評価)										
評価	コメント									
B	市民団体と協働したイベントの開催は国史跡の指定を広く知らしめることになり、今後も岡山城だけでなく城下町もあわせて整備し市民の憩いの場、観光スポットとして幅広い層に活用されるよう、観光部局、市民団体とともに計画的に事業を進める必要がある。									
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)										
評価	コメント									
A	長期に亘る発掘調査、報告書の完成、国史跡の指定を受けたこと等、努力されていることに敬意を表する。先人が残した貴重な財産であり、今後も国指定に基づいた計画を策定し、歴史遺産を有効に利用することで、一体性のある地域づくりを考えられたい。これから更なる整備や調査を進めていくためにも、専門的知識を持つ人材の確保(採用)と育成が必要である。									
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について										
今後、その重要性、貴重性の発信に向けて整備活用計画を策定し、国史跡にふさわしい整備を推進します。また水口岡山城跡を中心にその眼下に広がる城下町、東海道なども調査を続け、城の成り立ちを明らかにする中で、観光部局とも連携し地域と一体となって、魅力の発信や地域振興につなげていきます。そのためにも専門的知識をもった人材を育成していきます。										
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳				所用人員		備考		
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規		臨時嘱託	
27決算	13,982	4,828				9,154	1	人	10	人
28決算(見込み)	9,486	1,461			228	7,797	1	人	5	人
29当初予算	12,375	1,500			450	10,425	1	人	5	人

平成29年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成28年度実施事業)

様式1

事務・事業名		新規/継続		事業番号	105						
⑫私立幼稚園振興補助事業		事業所管課		保育幼稚園課							
		評価者職名		課長							
		評価者氏名		田中俊之							
		連絡先		0748-69-2180 内線2410							
		課メールアドレス		koka10295000@city.koka.lg.jp							
予算科目	会計	01	一般会計	教育振興基本計画	コード	名称					
	款	10	教育費		教育分野	2	就学前教育				
	項	04	幼稚園費		教育施策の柱(大区分)	(1)	保育園・幼稚園における保育・教育の充実				
	目	01	幼稚園管理費		教育施策(中区分)	①②	保育・教育の充実 多様な保育サービスの提供				
開始年度	H 17	年度	終了年度	H 99	年度						
自治/法令											
根拠法令・要綱等	甲賀市私立幼稚園等振興補助金交付要綱										
対象(誰を・何を)	市内に所在する私立幼稚園及び私立認定こども園の設置者										
意図(どういった状態にしたいのか)	私立幼稚園及び私立認定こども園の振興を図ることを目的とし、当該幼稚園等利用園児の教育環境の充実、学校法人の経営内容の健全化及び安定化を維持し、さらに保護者の負担軽減に繋がることを意図とする。										
目的達成時の状況	幼稚園教育の希望者に対し受け入れを行い、特色ある質の高い就学前教育サービスの充実が図られた。										
事業の内容	①経常経費に対する補助金(10/10補助) a.均等割 1施設2,000千円 b.園児数割 園児数(5/1現在)*@25,000円 ②人件費に対する補助金 c.障がい児受入れによる場合の加配教諭の人件費(10/10補助) d.衛生・看護面の充実を図るために配置する看護師の人件費(2/3補助) ③施設の改修に対する補助金 e.障がい児受入れに伴う施設改修費(2/3補助) f.園舎の耐震対策・省エネルギー化対策・その他緊急的な対策に伴う施設の改修費(3/4補助)										
	以上の項目について、予算の範囲内において、「甲賀市私立幼稚園等振興補助金交付要綱」に基づき実施している。 ※②-cについては、「滋賀県私立幼稚園特別支援教育事業費補助金」の適用を受けた場合は、その補助金額分を控除する。 ※③については、学校法人が国または県の施設整備に係る補助金を受けた場合、その補助金額を控除する。										
平成28年度実績(内訳)											
・水口幼稚園 36, 338千円(①4,975千円 ②23,750千円 ③7,613千円/③は耐震補強工事)											
・甲南幼稚園 34, 544千円(①6,861千円 ②6,603千円 ③21,080千円 /③はアスベスト除去・地震対策・省エネ対策工事)											
・貴生川認定こども園 5, 086千円(①4,865千円 ②221千円 /②は看護師配置のみ)											
事業の方向性	項目	判断	コメント								
	事業規模	維持	引き続き私立幼稚園、認定こども園の運営維持を継続し、就学前教育の充実に努めていただく。								
	手法改善	軽微な改善	「子ども・子育て支援新制度」による扶助費(施設型給付費)の充実が図られる一方で、現状私立幼稚園及び認定こども園運営に必要な経費等の補助内容(要綱)を見直すことにより、教育サービス等の向上に繋がる。								
●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止											
担当課評価(1次評価)											
評価	コメント										
B	幼稚園教諭不足問題の昨今、私立幼稚園及び認定こども園にあっては、それぞれ苦慮されている中、市内幼児教育サービスの向上に向け、経常経費の補助金額(均等割)を始め、人件費や施設に係る経費等、効果的な補助を進めていく必要がある。										
教育委員会点検・評価(2次評価)											
評価	コメント										
B	生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性はますます大きくなってきている中、幼児教育の質向上を図るための本補助事業は必要と考える。しかしながら、子ども・子育て支援新制度等の幼児教育を取り巻く制度は時々刻々と変動していることから、時代のニーズに即した私学ならではの特色ある幼児教育の充実・展開に向け、より一層効果的な補助事業となるよう、補助内容の再検討が必要と思われる。										
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)											
評価	コメント										
B	私立園の円滑な運営を支援するために欠かせない補助金であると考えている。今後も、公立と私立との運営面や施設環境面での格差が生じないよう適正な補助が図られることを期待する。学校法人の経営状況については、職員の監査能力を高め、適正に監視、指導できるよう努めてほしい。										
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について											
「子ども・子育て支援新制度」の運用状況や、めまぐるしく変化する国の動向を注視しながら、市単独補助事業であるこの補助金が適正でより効果的なものとなるよう、補助内容を精査していきます。また、学校法人の経営状況については、職員研修による監査能力の資質向上を図り、適正に監視・指導できるよう努めます。											
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳				所用人員		備考			
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託			
27決算	49,861	0	0	0	0	49,861	人	人			
28決算(見込み)	75,968	0	0	0	0	75,968	人	人			
29当初予算	64,547	0	0	0	0	64,547	人	人			

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役職	氏名	分野	任期
委員長	西村 泰雄	社会教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
副委員長	田村 勝代	教育行政経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
委員	瀬古 祐嗣	学校教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
委員	中井 れい子	社会教育経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
委員	池内 要一	民間企業経営者	平成26年6月26日～平成28年6月25日 平成28年6月26日～平成30年6月25日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して、事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑、現地踏査を踏まえ、委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として、評価結果の決定及び答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日時	内容
平成29年5月18日(木) 10時00分～12時00分	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・平成29年度事務事業の評価手法等について ・附属機関と公表について
平成29年6月28日(水) 13時00分～17時15分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・点検及び評価の対象事業の選定について
平成29年8月1日(火) 9時00分～12時15分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・最終評価にかかるヒアリング実施 5事業 (保育幼稚園課、教育総務課、学校教育課)

平成 29 年 8 月 28 日(月) 13 時 00 分～17 時 00 分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 5事業 (社会教育課、文化スポーツ振興課)
平成 29 年 9 月 11 日(月) 9 時 00 分～12 時 45 分	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 2事業 (歴史文化財課) ・ 現場視察 (水口岡山城跡)
平成 29 年 10 月 10 日(火) 13 時 00 分～17 時 00 分	第6回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価のまとめ
平成 29 年 10 月 19 日(木)	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により計画されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

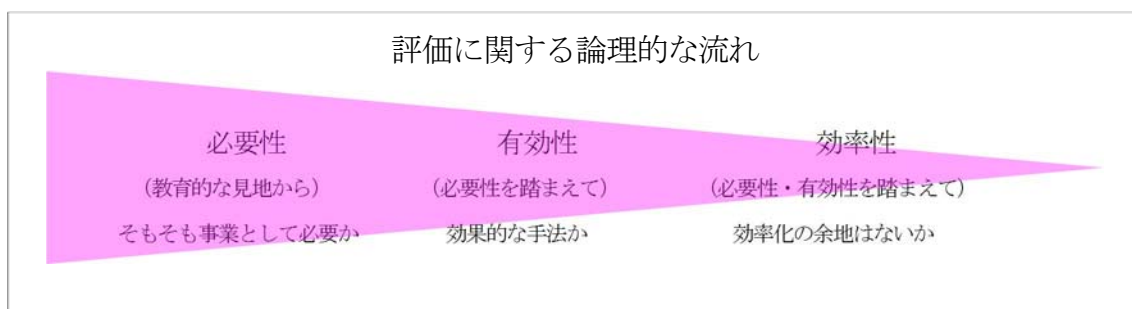
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により12事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざすべき教育のあり方を明らかにし、中長期的な展望に立って推進する「甲賀市教育振興基本計画」の後期計画（平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間とする）の策定を行いました。

これまでも、効果的な教育行政の推進を目的に、学識経験者の知見を活用しながら主要施策を中心に担当課等の担当者評価及び内部評価を踏まえ、効果的な教育行政に取り組んできたところですが、さらに、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、この点検・評価を最大限に生かし、今後も、継続的に改善や工夫に取り組みながら、市民の皆様によりご満足いただけるサービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

平成28年3月9日条例第3号

平成28年6月22日条例第18号

平成29年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人 以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議す ること。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人 以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人 以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人 以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以 内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	12 人以 内	2年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6人 以内	3年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8人 以内	3年

評価委員会	<p>る者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>(5) 福祉関係者</p> <p>(6) その他市長が適当と認める者</p>		
-------	--	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会 が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで